

散歩など園外保育を実施する場合の留意点

園外保育実施の安全点検と交通安全の指導

- ・ 園外保育の場所は年齢、体力など子どもの発達段階を踏まえて、園外保育の目的に合った場所を選定する。又、目的地での活動はその目的に合ったものとする。
- ・ 園外保育の目的や子どもの年齢、体力に応じた通行経路を選択する。
- ・ 目的地及び目的地までの通行経路などを実地に下見をし、危険な場所や道路、目的地の禁止区域の設定を地図に書き込んでおき、引率する保育者間の共通認識とする。
- ・ 子ども達には、どのような場所に行くのか、どのようなことに気をつけなければならないかを理解できるように指導する。特に目的地への往復の路上は危険を伴うことを理解できるように指導する。

移動中の安全確保と危険物への注意

- ・ 基本は二人一組で手をつないで行動させる。当日は常に同じペアで手をつなぐようにする。但し、幅員の狭い道路（狭い路地、農道など）、階段部分は手をつながない。
- ・ 道路を横断する場合は、横断歩道あるいは歩道橋を渡る。
- ・ 歩道や路側帯のない道路の右側、左側のいずれを歩くかは、目的地までの道順や道路の幅員、自動車等の往来などを総合的に判断し、安全第一に考えて決める。
- ・ 引率する保育者は自動車等が往来する側に付き、子どもと手を引く場合は片方の手だけで子どもの手を引き、必ず片方の手はあけておく。両手をふさがないようにする。荷物などはリュックに入れて背負う。
- ・ 引率する保育者は先頭、中央、後方とあらかじめ位置を決めておく。
- ・ 前方の子どもとの間隔の開き過ぎ、横方向へのはみ出しなど子どもの列の状態、人数及び行動には常に注意を払う。曲がり角で死角になる場合は特に注意する
- ・ 道路を移動中は、動物(犬、ネコなど)、危険物(自動車、自転車、バイク、看板など)には触れさせないように日頃から子ども達に指導しておく。
- ・ 最後方で引率する保育者は後方や側面から来る自動車、自転車、バイク等に注意し、接近して来た場合、前方の保育者及び子ども達に注意を促し、通過するまで停止するなどの安全策を講ずる。しかし、子どもは停止中でも予想外の行動に出ることがあることを常に念頭に入れる。

目的地での自然や遊具による危険予測と不審者への注意

- ・ 目的地に到着したら、固定遊具などのチェックを行い、安全を確認する。
- ・ 池や死角となる場所など子どもが興味を持ちそうで危険が予測できる場所はあらかじめ想定しておき、少なくとも保育者1名は見渡せる場所に配置する。又、全体を見渡せる場所にも1名配置し、不審者にも注意する。
- ・ 定期的に人数確認をする。しかし、他の集団と重なった場合、同じ帽子の場合は見分けが困難になる場合があるので、帽子の色や形や目印を付けるなどして工夫しておく。
- ・ トイレは必ず付き添う。鍵はかけさせない。
- ・ 保育者各自は最初から最後まで引率する。途中で抜けることがないようにする。
- ・ 予定していた場所や時間の変更は、保育園に連絡を入れる。
- ・ 現地を出発する際は、保育園に連絡を入れる。

緊急時の連絡体制の確保や緊急時の備え

- ・ 事故や災害（大規模地震など）が発生した時、行方不明児が出た時は110番通報（けが人がいる場合は119番へも）し、保育園に連絡する。保育園では保護者、行政担当課に連絡する。
- ・ 応急手当をする者、残りの園児の安全を確保する者、緊急連絡をする者などの役割分担を状況に応じて行えるよう緊急時に備えて訓練する。